

令和6年度第1回小牧市都市計画審議会 議事録

1 日時

令和6年8月21日（水） 10時から

2 場所

小牧市役所 本庁舎6階 601会議室

3 出席委員

大塚 俊幸	中部大学教授
萩原 聡央	名古屋経済大学教授
山下 智也	愛知県議会議員
稲垣 武磨	尾張中央農業協同組合代表理事専務
社本 光永	小牧商工会議所副会頭
田中 敏保	小牧市建築設計事務所協会会長
舟橋 秀和	小牧市議会議長
小島 倫明	小牧市議会議員
鈴木 裕士	小牧市議会議員
安江 美代子	小牧市議会議員
掛布 佳男	小牧警察署交通課長（原田 治彦 小牧警察署長代理出席）
大滝 勇男	小牧市区長会連合副会長
酒井 美代子	小牧市女性の会会長

4 欠席委員

天野 正基	愛知県議会議員
長田 淳	小牧市議会議員

5 事務局

鵜飼 達市	小牧市都市政策部長
舟橋 朋昭	小牧市都市政策部次長
丹羽 智則	小牧市都市政策部都市計画課長
馬庭 貴彦	小牧市都市政策部都市計画課都市計画係長
立山 由希子	小牧市都市政策部都市計画課都市計画係主任
野田 茜音	小牧市都市政策部都市計画課都市計画係技師
川島 充裕	小牧市都市政策部都市整備課長
服部 達也	小牧市都市政策部都市整備課交通政策係長

6 傍聴者

5名

7 議事

第1 議事録署名者の選任

第2 報告事項

- (1) 小牧市都市計画マスタープランの改定について
- (2) 小牧市立地適正化計画の改定について
- (3) 小牧市景観計画の策定について
- (4) 小牧市地域公共交通計画の策定について

第3 その他

【事務局（馬庭係長）】

定刻となりましたので、始めさせていただきます。

本日はお忙しいところ、小牧市都市計画審議会にご出席を賜り誠にありがとうございます。

はじめに、先般、委員の交代がございましたので、会の開催に先立ち、ご紹介をさせていただきます。鈴木 照夫委員が辞任され、新たに田中 敏保委員に、また、近藤 鎮彦委員が辞任され、新たに大滝 勇男委員にご就任をいただいております。皆様には会議資料に合わせて、審議会委員名簿及び事務局名簿を送付させていただいておりますので、ご確認くださいようお願いいたします。

それでは、令和6年度第1回小牧市都市計画審議会を開催いたします。

本日の出席委員は13名でございます。

したがって、小牧市都市計画審議会条例第5条第2項の規定により、本会議は成立をいたしております。また、小牧市都市計画審議会運営規程第6条の規定により、本日の会議は公開とさせていただきます。

次に、会議の開催にあたり、事務局を代表して都市政策部長の鵜飼よりあいさつを申し上げます。

【事務局（鵜飼部長）】

皆様、改めまして、おはようございます。都市政策部長の鵜飼でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日はご多忙の中、そしてまだ暑い中、本委員会にご出席、本審議会に出席を賜り、誠にありがとうございます。また、新たに委員に就任をいただきますお二人におかれましては、何卒今後ともよろしくお願いいたします。

日頃より委員の皆様におかれましては、都市計画行政を初めといたしまして、市政各般にわたりご理解とご協力をいただいておりますことを深く感謝をしているところでございます。ありがとうございます。

さて、本日の審議会でございますが、昨年度から四つの計画の改定を進めさせていただいております。一つ目が都市計画マスタープラン。二つ目が、立地適正化計画。三つ目が小牧市景観計画。そして四つ目が、小牧市地域公共交通計画。この四つの計画の改定作業を進めておりますが、本日はこの計画のそれぞれの素案を、お示しをさせていただきます。

して、本審議会の委員の皆様方からご意見を頂戴したいというふうに考えております。

委員の皆様におかれましては、これまで通り活発なご議論をお願い申し上げまして、甚だ簡単ではございますが、冒頭のご挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

【事務局（馬庭係長）】

続きまして、大塚会長よりご挨拶をいただきます。

【大塚会長】

皆さんおはようございます。

久しぶりに昨日雨が降り、これで暑い夏も終わったかと思いましたが、今日また朝起きてうんざりしてしまいました。

今部長からお話ありましたように、今回は報告事項として 4 点いずれも都市計画において大変重要な計画でありまして現在改定作業を進められているということです。その進捗状況を伺って、皆さん忌憚のないご意見をいただいて良い計画づくりにご協力いただければと思います。

どうぞよろしくお願いいたします。

【事務局（馬庭係長）】

続きまして配布資料の確認をさせていただきます。

本日の資料につきましては、事前に送付をさせていただいておりますが、議事日程の下段に記載の通り、審議会委員名簿及び事務局名簿。資料 1 都市計画マスタープランの改定の主な内容について、資料 2 立地適正化計画改定の主な内容について、資料 3 景観計画の策定ポイント、資料 4 地域公共交通計画素案の概要、参考資料 1 都市計画マスタープラン素案、参考資料 2 立地適正化計画素案、参考資料 3 景観計画素案、以上であります。

不足している資料がございましたら、お申し付けいただければと思います。よろしいでしょうか。ご確認ありがとうございます。

それでは議事に入らせていただきます。議事の進行につきましては、会長にお勤めいただくことになっておりますので、大塚会長に進行をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

【大塚会長】

それではお手元の議事日程に従いまして議事を進めさせていただきます。

最初に日程第 1、議事録署名者の選任を行いたいと思います。

小牧市都市計画審議会運営規程第 8 条第 1 項の規定によりまして、会長である私の方から指名をさせていただきます。

本日の議事録署名者として、安江美代子委員、大滝勇男委員のお二人を指名させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

【大塚会長】

続きまして、日程第2 報告事項に移りたいと思います。

まず、(1) 小牧市都市計画マスタープランの策定について、事務局から説明をお願いいたします。

【事務局（丹羽課長）】

それでは報告事項（1）小牧市都市計画マスタープランの改定について説明をさせていただきます。着座にて失礼いたします。

都市計画マスタープランとは、都市計画法に基づき、まちづくりの方針や地区別のあるべき市街地像を示す計画で、令和2年2月に策定した現計画の改定作業を、昨年度、今年度にかけて実施しているところであります。

計画案の作成につきましては、別に改定委員会を立ち上げて、意見を聞きながら行っており、本審議会に改定の進捗状況について報告させていただくものであります。

3月に開催いたしました、令和5年度第3回小牧市都市計画審議会では、産業候補地区の見直しや、桃花台地区の土地利用について主な内容を説明させていただき、本審議会からご意見をいただき、今回、改定する計画の素案を作成いたしました。

今回は立地適正化計画も同様に改定を進めており、10月頃には本計画のパブリックコメント案について本審議会からご意見をいただき、11月にはパブリックコメントを実施したいと考えております。

資料1をお願いいたします。改定の主な内容について説明をさせていただきます。

一つ目といたしまして、現計画の中間評価として、令和5年度に施策の実施状況を各課に確認し、計画書の第2章、63ページに追加をしております。

次に、都市整備の方針についてであります。

商業業務地区の方針のうち、既存の地区計画の見直しを検討していくことや、今回の改定の主な内容である桃花台地区の土地利用について、桃花台センター地区及び桃花台西駅東駅周辺地区は、本市東部の地域拠点として、日常生活に必要な商業施設や生活サポート施設、コミュニティ施設など、生活利便施設の配置や、商業集積の維持、充実を図ることとしております。また、住工複合地区の方針のうち、桃花台にある、桃花台線旧車両基地用地の利活用について、愛知県と小牧市による桃花台線旧車両基地用地利活用推進会議の検討結果や地域ニーズ等を踏まえて決定した整備方針に基づき、必要に応じて用途地域や地区計画の決定等の都市計画手続きを検討していきます。

次に、市街化調整区域における産業候補地区につきましては、業種による経済、住環境への影響検証などから賃貸型物流業の制限を検討することとし、制限するエリアについては、地区別の開発による影響検証から設定しております。

ここで、参考資料1、都市計画マスタープラン素案の77ページ、土地利用方針図をお願いいたします。

市の南西部に、ピンク色の斜線で示して更新と四角枠で囲ってある箇所について、賃貸型物流業を制限する、先端産業・工業ゾーンに変更しています。

資料1にお戻りください。

右側の(2)その他都市施設等の整備の方針の内、公共施設整備の方針について、教育文化施設や社会福祉施設などを含む都市施設の都市計画施設への位置づけを検討していく旨を追記しています。

続きまして、6章、地域別構想の修正についてです。

一つ目といたしまして、各地域別構想のまちづくり方針に、新規事業を追加いたしました。

二つ目として、今回の改定内容である桃花台の土地利用の見直しについて、東部地域のまちづくり方針に反映しています。

最後に、7章、計画の実現に向けての修正であります。

参考資料1、都市計画マスタープランの素案151ページをお願いします。

計画の進捗管理に関する方針と指標について記載しています。指標については、上位計画である、まちづくり推進計画で設定した指標を用いていますが、まちづくり推進計画が令和5年度に第1次基本計画から第2次基本計画に改定されたことに伴い、一部指標の見直しをしています。また、第2次基本計画の基準値を今回の都市計画マスタープランの中間値とし追記しています。

以上、改定の主な内容について説明いたしましたが、このほか、データの時点修正等もあわせて行っています。

簡単ではございますが、都市計画マスタープランの改定についての説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

【大塚会長】

ありがとうございました。

都市計画マスタープランの改定ということで、その主なポイントを中心にご説明いただきましたけれども、委員の皆様からご質問ご意見お受けしたいと思います。

いかがでしょうか。

特に桃花台の土地利用の件、そして産業候補ゾーンについて中心的に委員会の方で議論をしていただいて、見直しを行っているというところでございます。

安江委員をお願いします。

【安江委員】

調整区域の産業候補地区についてお尋ねしたいのですがよろしいですか。

資料1ページの左側の一番下の産業候補地区というこのゾーンですが、市の南西部の開発ということで、産業候補地区、物流倉庫が本当に急激に増えているんですね。

道路整備がされていないので、住民からすごくその不安や不満の声を聞くことが実際多いです。

ぜひ物流倉庫を建てる時には、道路整備も同時にやっていただきたいということを一つ思います。

特に、北里市民センターのちょうど南、アマダの跡地に大変大きな物流倉庫が今建てられています、ここが24時間営業となって、1日1,000台ぐらいのトラックを手配するというのを聞いています。

この地域は、保育園や小学校、中学校が隣接しているので、許可する時に道路整備もしてもらいたかったなということを住民の方からもよく聞くんですけども、産業を誘致することと道路整備の兼ね合いをどのように考えてみえるのかお尋ねをしたいなと思います。

【大塚会長】

はい。大変重要なお指摘かと思えますけども、いかがでしょうか。

【事務局（丹羽課長）】

道路整備に伴う道路整備等のお話ですが、地区計画による開発等に関しましては、愛知県の開発の基準がございますので、それに合致した上で開発を行っているという状況でありますのでご理解の方をいただきたいと思います。

【安江委員】

実際まだ稼働していませんが、どういう状態になるのかは心配をしているところでして、やはり子供たちが通学する道路が隣接しているところではしっかりと見ていただかないといけないなと思っています。

それは要望としておきますが、ここに書いてありますように、今後の土地利用の方針に産業候補地として位置づけると書いてありますが、具体的な場所がわかれば、お示し願いたいなと思います。

そしてもう一つは、今後この南西部に物流倉庫がまだまだできるのかどうかという心配を非常にしておりますので、その点についてもお尋ねしたいと思います。

【大塚会長】

2点ご質問がございました。

具体的な候補地の場所はどこなのかということと、今後もまだまだ物流倉庫ができるのかどうかという2点をお願いいたします。

【事務局（丹羽課長）】

産業候補ゾーンのエリア図につきましては、参考資料1の素案78ページに土地利用方針図というものがございます。

そちらの土地利用方針図の中で、赤く四角の点線で囲った部分に更新というような形で書いてありますが、そのうち図面の左側のピンク色で塗られたゾーン、全部で5ヶ所程の場所が今回、先端産業と工業ゾーンに指定したエリア。もともとは青色の斜線の部分と同

じゾーンで先端産業工業物流ゾーンという形でしたが、今回の改定により、そのピンクの斜線で塗られた部分については、物流を除いた先端産業工業ゾーンとさせていただくという形になります

2点目の、今後も物流ができてくるのかというお話ですが、エリア図に斜線で示した部分が産業候補ゾーンとしてある部分ですので、残った青色の斜線の部分と山吹色の斜線で示した産業候補ゾーンにつきましては、先端産業・工業・物流、また、大草の東の方はあわせて地域振興ゾーンとして設定している場所でございます、そちらについては物流の制限をかけていないことから可能性はあるというような形であります。

また、その斜線以外の調整区域等につきましては、地区計画による物流等の開発はできませんが、地区計画によらない、個別の開発等はまた違った法令により開発は可能となる場合があります。

【大塚会長】

今のご質問はこういうことかと思えます。

産業候補地区がどこかということに対しては、78ページの土地利用方針図の凡例のところ、産業候補地区はちょうど真ん中辺りに三つの色分けがされて斜線で示されているところがありますが、そこに該当するところが産業候補地区です。そして、その産業候補地区の中にもいくつか種類があり、先端産業・工業・物流を誘導するゾーン、それプラス地域振興というものを視野に入れたゾーン、そして先端産業と工業だけに限ったゾーンとして三つ種類を分けているということだと思います。

今回の見直しの中で、物流の立地がかなり進んでいることを受けていろいろ検討しないといけないということで、候補地の中でも環境など様々なことに配慮して物流の立地を促さないようなところも設けていこうという、そういう検討を今回されているということでよろしいですか。

安江委員がご心配されているようなことに対しては、その都市計画マスタープランの改定委員会の中でも議論されていまして、物流というものについて、場所としてあまり物流系にふさわしくないところはもう物流を認めず、製造業系でというような検討をしてその結果、このような計画になっているというご理解をいただければと思います。

他にいかかでしょうか。

【萩原委員】

どこで質問したらいいのかわからないので申し訳ないのですが、もしこの場での質問が不適切でしたらご指摘いただければと思います。

今、都市計画マスタープランの改定についてご説明いただきました。この後また立地適正化計画とか景観計画、或いは公共交通計画についてのご説明があると思いますが、この四つの計画について相互関連は当然あると思っている、関連しているというふうに認識しております。

それぞれこの改定をする場合、例えば立地適正化計画については立地適正化に関する審

議会が開かれ、景観計画については景観審議会で議論しているかと思いますが、それがこの都市計画マスタープランの改定にどこまで意見が反映されるのか、要するに相互関連があるのかがまず一つの質問の趣旨です。この都市計画マスタープランを改定するにあたり、例えば景観計画に際しての議論が都市計画マスタープランの改定に反映されるのか、その点教えていただきたいと思っております。

例えばこの資料1の右側に(2)の公共施設整備の方針とあります。この公共施設整備の方針は、この都市計画マスタープランの改定に際しては異論はないんですけども、例えば立地適正化計画の中においても誘導施策の追加というところで、居住環境の向上に資する公共公益施設の誘導とか、そういう話があります。そこでの議論とここでの議論に齟齬があったらいけないと思っております。

景観計画に関して言いますと、先ほどの質問の中で道路整備がありましたが、道路整備の中で、参考資料1の78ページ、あと79ページ、80ページですね、この80ページに道路の維持管理の充実というところで、「なお大地震に備えた耐震補強や耐震改善なども急務であり」、とあります。当然そう思っていますが、景観審議会の方では、例えば電線の地中化ですとか、そういう議論もあったと思いますし、そうしたそれぞれの議論がこの都市計画マスタープランの中に反映されるのか、されないのかという点に興味関心があり、このことについてお尋ねする次第です。

【大塚会長】

ありがとうございます。

今のご指摘の件は最初に確認をしておいていただいた方がいいかと思いますので、事務局いかがでしょうか。

【事務局（丹羽課長）】

今回報告させていく四つの計画につきましては、相互関係があるような計画となっており、同じような改定スケジュールで動いておりますが、関連する内容につきましてはお互いにチェックをかけながら、都市計画マスタープランにも反映させていきたいと考えております。

【萩原委員】

お互いにチェックをかけていくということでしたが、要するにそれぞれの審議会を別個に開かれて、別個でやっていくんですけども、案を作り上げられる中でそれぞれ審議会の意見を反映させ、できる限り反映していく方向性で動くとう理解してよろしいですか。

【事務局（丹羽課長）】

はい。

【事務局（鵜飼部長）】

所管の関係で私から補足でお答え申し上げます。

本日ご報告をさせていただく四つの計画につきましては都市政策部所管で計画の改定作業を進めておりまして、部長である私の方で内容の関わりに関して、検討を一元的にさせていただくという体系を作っております。

また、審議、検討いただく会議体でございますが、本都市計画審議会を始めとして先ほど説明のありました、都市計画マスタープランと立地適正化計画の改定委員会を別で立ち上げ、そちらで基礎的な議論を行っていただいた上で、本審議会に本日、素案をお示ししてご意見を伺おうとするものです。

次に、景観計画でございますが、市の景観審議会がございまして、こちらでの議論を経て、後程ご報告を申し上げる内容となっております。

最後に交通計画でございますが、こちらは地域公共交通会議という会議体を設置しております。そちらの議論を経て、本審議会に報告をさせていただき、またこちらの都市計画審議会における委員の皆様のご意見を伺おうとするものでございます。

当時期に四つの計画の改定を進めておりますので、内容的にも、また様々な会議体においても、それぞれの意見をお聞きして進めようとしておるものでございます。

また、東部地域に関しましては、東部まちづくり審議会という会議体も設置しております。都市計画マスタープラン改定における東部地域の内容の見直しにつきましては、この東部まちづくり審議会における意見もお聞きをしながら、内容の検討を進めてきたものでございます。

【萩原委員】

わかりました。ありがとうございます。

【大塚会長】

少なくとも都市計画マスタープランと立地適正化計画については合同で一つの委員会の中で検討しているところです。

他にいかがでしょうか。

まだあるとは思いますが、あと三つありますのでとりあえず次に進んで残りの時間で全体を通してまた振り返ってご質問ご意見を受けたいと思います。

それでは報告事項の（２）小牧市立地適正化計画の改定についてこちらの方を事務局から説明をお願いいたします。

【事務局（丹羽課長）】

それでは（２）小牧市立地適正化計画の改定について説明をさせていただきます。

立地適正化計画は、都市再生特別措置法に基づく計画でありまして、人口減少の中でも、一定のエリアで人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティが持続

的に確保されるよう、コンパクトなまちづくりと地域交通との連携により、コンパクトシティプラスネットワークのまちづくりに取り組むことを目的とし、本計画につきましても、都市計画マスタープラン同様、昨年度から改定を進めており、本審議会にも随時報告しているところであります。3月に開催いたしました、令和5年度第3回都市計画審議会では、立地適正化計画において、防災指針の策定や、保育園・幼稚園等を都市機能誘導施設に位置付けていく内容について説明をさせていただき、本審議会からご意見をいただきながら、改定する計画の素案を策定いたしました。

今回は都市計画マスタープランと同様10月ごろに本計画のパブリックコメント案について、本審議会からも意見をいただき、11月にはパブリックコメントを実施したいと考えております。

それでは説明に入らせていただきます。資料2をお願いいたします。

一つ目の改定内容といたしまして、立地適正化計画では、居住を誘導する区域として、居住誘導区域、医療・福祉・子育て支援・商業等の都市機能を誘導する区域として、都市機能誘導区域を設定しておりますが、今回の見直し内容は、都市機能誘導施設の子育て支援機能に、保育園、幼稚園等の保育施設を位置づけることとしております。

位置付けの理由といたしましては、幼稚園、保育園などは、身近な生活サービス施設として、市内各所に立地することが望ましい一方、20代から30代の、ニーズが高い傾向にあり、名鉄小牧線沿線各駅周辺や地域拠点周辺への定住促進及び公共施設再編を後押しすることが期待できるためであります。

なお、市内各所に立地する保育園、幼稚園等の都市機能誘導区域内への移転を図るものではございません。

二つ目として、各誘導施設の内容について、新しい制度等を追加しております。

資料の右側をお願いいたします。

防災指針の策定についてであります。

近年の災害の規模が増していることや、頻発していることを踏まえて、令和2年に都市再生特別措置法の一部が改正され、災害リスクを踏まえた区域の設定や、適切な防災減災対策を示した防災指針を計画に定めることとなり、追加するものであります。

詳細な内容につきましては、前回の審議会でも報告しておりますので、新たに追加した内容について説明をさせていただきます。

参考資料の2の立地適正化計画素案の275ページをお願いいたします。

取り組み方針に基づき取り組んでいく施策についてであります。

施策の内容については、前回審議会でもお示しをしておりますが、小牧市地域防災計画、地域強靱化計画等を踏まえた施策で、取り組みスケジュールを追加しております。

基本的にはソフト事業は短期的な取り組み、ハード事業は長期的な取り組みと位置付けております。

資料2にお戻りください。

右下部分の計画の目標値の中間評価、評価指標の追加についてであります。

現在の立地適正化計画では、居住誘導区域内の人口密度を評価指標としておりますが、都市計画マスタープランに記載した五つの都市づくりの目標のうち、特に本計画に関連する三つの項目に対して、指標を設定することとし、新たに公共交通機関の1日平均利用者数、避難所を知っている市民の割合、財政力指数を追加しております。

以上、改定の内容について説明いたしましたが、このほか、データの時点修正等もあわせて行っております。

簡単ではございますが、立地適正化計画の改定についての説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

【大塚会長】

ありがとうございます。

ただいま、立地適正化計画の改定についてご説明をいただきました。

主なところとしては誘導施設として子育て支援機能を追加したということ、また、誘導施策を追加し、指標の方をいくつか追加しているというところであります。

それとこの防災指針というものを、この立地適正化計画の中に盛り込むということで、これが一つの章として大きく加える改定を行おうということで考えていただいているということでございます。

委員の皆様から何かご質問ご意見ございましたらお願いいたします。

【安江委員】

2の誘導施策の追加というところの一番下の誘導施設の誘導施策、その真ん中のところ です。

今回子育て支援機能の追加をするということの施策だと思いますが、認定こども園の整備における都市構造再編集中支援事業の活用って書いてありますが、なぜ認定子供園だけなのかという疑問があります。他に幼稚園や保育園施設もたくさんあると思いますが、認定こども園がはっきり書いてあるのはなぜなのかなと思ってお尋ねしたいと思います。

【大塚会長】

事務局、いかがでしょうか。

【事務局（丹羽課長）】

こちらにつきましては、国庫補助のメニューとして都市構造再編集中支援事業というものがございまして、そのメニューの中に認定こども園が対象施設という形になっております。

【大塚会長】

よろしいでしょうか。

【安江委員】

支援事業の中に認定こども園ってというのが特定されて書いてあるということですよ。

それはわかりますけども、実際具体的に子育て支援機能を充実していくにあたっては別の部署でやっていくと思いますが、これが中心になって今後計画されているという理解でよろしいですか。

【事務局（丹羽課長）】

国の補助メニューの中で都市構造再編集中事業というメニューがございまして、その中で認定こども園につきましてはその事業のメニューが活用できるということでもありますので、補助を活用しながら進めていくといった内容でございます。

【大塚会長】

特に認定こども園については国の補助を受けながらやっていくという理解でよろしいですね。

田中委員、どうぞ。

【田中委員】

防災指針の中に、小牧線沿線市街地地区の取り組みに大規模災害を想定した体制の強化とありますが、南海トラフ地震を想定してみえるのですか。

【事務局（丹羽課長）】

防災指針では水害についての位置付けをしております。

大地震につきましては居住誘導区域の内、外に関わらず被害が想定されますので、立地適正化計画の中の防災指針では、内水氾濫ですとか、河川の氾濫など水害において位置付けているといった内容になっております。

【田中委員】

ありがとうございました。

【大塚会長】

なかなかその辺り難しく、立地適正化計画で居住地としてどうかっていうところをあまり言うてしまうのもいけないのですが、対応ができる対策を取れるものとして、水害対策についてしっかり考えていけるのではないかとということで、そこに絞った指針になっているとご理解いただくといいと思います。

他にいかがでしょうか。

それでは報告事項（３）景観計画の策定について、事務局から資料の説明をお願いいた

します。

【事務局（丹羽課長）】

それでは（３）小牧市景観計画の策定について説明をさせていただきます。

資料３をお願いいたします。

まず景観計画の策定について説明をさせていただきます。

本市は昨年６月１日に景観行政団体に移行しまして、より一層積極的に景観行政に取り組むことを目的に、景観法に基づく景観計画の策定を昨年度から今年度にかけて進めております。

計画素案の内容につきましては、小牧市都市景観審議会にてご意見をいただきながら検討しており、景観計画も都市計画マスタープランや立地適正化計画同様都市計画審議会に報告させていただくものであります。

３月に開催しました、令和５年度第３回都市計画審議会では、景観計画における骨子案を説明させていただき、本審議会からも意見をいただきながら、今回、計画改定の素案を策定いたしました。

今後は１０月ごろに本計画のパブリックコメント案について本審議会から意見をいただき、１１月にはパブリックコメントを実施したいと考えております。

また、計画の策定に合わせて条例を定める必要がありますので、小牧市景観条例も、景観計画に合わせて制定し、現行の小牧市都市景観条例は廃止となります。それでは内容に入らせていただきます。

資料の（２）をお願いいたします。基本理念及び景観形成のテーマについてであります。

本市のまちづくりの指針である、小牧市まちづくり推進計画 第２基本計画の都市ビジョンの一つに、魅力活力創造都市を目指しております。

また、基本施策の一つに、市街地整備の展開方向として、中心市街地の魅力を生かし、活気あるまちづくりや、良好な工業系市街地の創出、及び東部地区への関心を高め、人と人や情報の繋がりを深めることとしており、景観についても一つの要素と考えております。

本市は、市街地には公園や街路樹、住宅の街路樹などの緑が繋がり、田園地区から東部丘陵地には豊かな緑の景観が眺められます。

また本市の景観形成の大きなポイントである小牧山は、小牧山を眺めることも、小牧山から市内を眺めることも可能であります。このような小牧山の景観を初めとして、市内にある景観を守り育むために、人と緑と歴史をつなぐ魅力溢れる小牧の創造を基本理念として定めております。

またテーマとして小牧のシンボルである小牧山の景観を守り育む地域の特性に合った景観を守り育む、愛着や誇りが持てるように、歴史の景観を守り育む、緑と安らぎや感じられる景観を守り育む、市民事業者、行政が協働して、景観を守り育む、と５つのテーマを

定めております。

資料の右側（3）をお願いいたします。小牧市の景観資源についてであります。

昨年度のアンケート調査の結果も踏まえ、景観形成上の問題、課題をまとめ、本市の景観資源を大きく五つに分類しております。

要素として都市を象徴する景観である象徴点のランドマーク、人が集まる場所の景観である結節点及び収集点のノード、地域を区分する景観である縁及び境界のエッジ、人が通る場所の景観である道・線及び軸のパス及びまとまりのある地域ごとの景観である地域のディストリクトの5つであります。

右下の小牧市の全体図には、5つの要素の中でも主要なものを示しております。

次に2ページをお願いいたします。

良好な景観の形成に関する方針についてであります。

計画の対象地域ですが、昨年度の審議会でもお示した通り、市の全域にわたり多様な景観が見られるため、これらの景観を守り、育んでいくために、市全域を対象区域としております。

良好な景観の形成に関する方針について特徴なまとまりを形成している要素に着目し、まとまりのある地域ごとの経過について四つの地区として定めております。

参考資料3の24ページをお願いいたします。

まず、多様な景観を持つ本市の景観特性により、住宅地区、工業地区、田園地区、東部丘陵地区の4つにゾーニングし、それぞれの景観保全や景観調和に配慮することで、本市の景観の基盤を形成します。

25ページから27ページには、各地区についてまとめております。

次に道路や河川など、带状に景観の骨格や縁取りを形成する景観に着目し4つの軸を定めております。

参考資料28ページをお願いいたします。

道路や鉄道、河川、旧街道沿いの景観は、道路軸、鉄道軸、河川軸、歴史軸の四つの景観軸としてとらえ、沿道の良好な景観を形成いたします。

29ページから35ページは各軸についてまとめております。

参考資料の36ページをお願いいたします。

多くの人が集まる場所で市内でも特に特徴的なエリアを形成する景観に着目し、小牧山エリア中心市街地エリアの二つのエリアを定めました。

小牧市中心市街地グランドデザインに示された小牧山や中心市街地の二つのエリアは、特に本市の個性ある地区であり、愛着と誇りを持てるよう、小牧らしい景観を形成いたします。

37ページから43ページには各エリアについてまとめております。

資料2に戻っていただきまして、2ページの右側をお願いいたします。

行為の制限に関する事項をまとめております。

はじめに建築物の基準は、住宅地区、田園地区及び東部丘陵地区の三つの地区につきましては、高さが15メートルを超える建築物、または建築面積が1,000平方メートルを超

える建築物としております。

工業地区については高さが 20 メートルを超える建築物または建築面積が 2,000 平方メートルを超える建築物としております。

次に工作物の基準であります。

工作物も建築物と同様の地区わけであり、住宅地区、田園地区、東部丘陵地区の三つの地区については地上から高さが、15 メートルを超える工作物または 1,000 平方メートルを超える敷地に設置される高層構造工作物としております。

工業地区につきましては、地上からの高さが 20 メートルを超える工作物または 2,000 平方メートルを超える敷地に設置される工作物としております。

景観重点地区につきましては、現在の整備基準に加え、建築物や工作物などにおける色彩基準の数値化などを検討中でありまして、今後お地元とも調整を図る予定としております。

届け出対象は建築物、工作物の新設や増設、または土地の区画形質の変更などとしております。

また面積が 3,000 平方メートルを超える開発行為は、全地区にて対象としております。資料の 3 ページをお願いいたします。

景観重要建造物及び景観重要樹木の指定方針についてであります。

景観重要建造物については、建築年識見年代にかかわらず、歴史的景観に寄与しているものや、地域の景観上のシンボルとなる建造物なども指定の対象としております。

また景観重要樹木については、学術上の価値を有していない樹木であっても、樹高や樹形が地域のシンボルとして、住民等に親しまれているものを指定の対象としております。

次に、屋外広告物の表示及び屋外広告物を提出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項についてであります。

屋外広告物につきましては、現在、愛知県の屋外広告物条例に基づき、許可申請を行っておりますが、今後、本市独自の屋外広告物条例の制定推進を位置付けております。

また、屋外広告物の景観形成基準を設定し、配置や意匠等について、周辺の景観に配慮した屋外広告物の設置を促します。屋外広告物条例につきましては、来年度以降、景観審議会にてご意見を伺いながら定めていく予定であります。

次に、景観重要公共施設の整備に関する事項についてであります。

良好な景観形成に重要な公共施設を、景観重要公共施設とし、良好な景観の形成を図る制度になります。景観重要公共施設に関しましては、整備に関する事項や占用等の許可の基準を管理者と協議し定めていくこととしております。

資料の 3 ページの右側をお願いいたします。計画の推進についてであります。

良好な景観を形成していくために、市民、事業者、行政の役割を示し、お互いに協力しながら、景観まちづくりを推進いたします。

また、景観形成を推進するための取り組み案を示しております。

以上、簡単ではありますが、景観計画の素案についての説明とさせていただきます。

【大塚会長】

ありがとうございました。

景観につきましては、令和5年の6月に景観法に基づく景観行政団体に小牧市が移行したということで、それまで景観行政は進めてきたわけですが、景観法に基づく景観行政を進めていくための計画に作り変えたということが今回の改定の内容になっており、景観法に基づいてより詳細に細かいことを決めていただいて、それに基づいて実効性のある計画にしているということかと思います。

いかがでしょうか。

もしよろしければ次の4番目の地域公共交通計画の策定についてご説明をいただいて、そのあとでまとめてご意見をいただく時間をとりたいと思います。

では地域公共交通計画の策定について事務局より説明をお願いいたします。

【事務局（川島課長）】

都市整備課長の川島です。よろしくお願いいたします。

都市整備課からは、現在策定を進めております小牧市地域公共交通計画についてご説明させていただきます。

失礼しまして、着座にて説明させていただきます。

資料4 小牧市地域公共交通計画素案概要をご覧ください。

本市ではこれまで継続した公共交通施策を実施しており、平成30年3月には、まちづくり等と連携し、持続可能な公共交通ネットワークを形成するため、小牧市地域公共交通網形成計画を策定し、市、交通事業者、地域住民等が一体となって事業に取り組んで参りました。

そうした中、令和2年11月に地域公共交通の活性化及び再生に関する法律が改正され、地域公共交通網形成計画が、地域公共交通計画と改められるとともに、地方公共団体による地域公共交通計画の作成が努力義務化されました。

そのため本計画では、これまでの取り組みを継承しつつ、近年の地域公共交通を取り巻く環境に対応した地域旅客、運送サービスの持続可能な提供の確保を目指す計画として、小牧市地域公共交通計画を昨年度から2ヵ年かけて策定することとしたものであります。

本計画の策定に関しましては、これまで小牧市地域公共交通会議において協議を重ねて参り、同会議で合意をいただくものでありますが、前回の当審議会におきまして、ご報告させていただきました通り、当審議会においてもご意見をいただくため、本日、本計画の内容を当審議会にご報告させていただくものであります。

本計画の位置付けとしましては、小牧市まちづくり推進計画や国の基本方針に則し、小牧市都市計画マスタープラン、小牧市立地適正化計画、愛知県地域公共交通計画などの関連計画との連携整合を図るものであります。

計画区域は、小牧市全域としまして、計画期間につきましては、令和7年度から令和11年度までの5年間といたします。

また、本計画の策定とあわせて、現在、令和8年4月の再編運行を目標に、こまき巡回バス「こまくる」の再編検討に取り組んでいます。

本計画案と「こまくる」再編案を合わせまして、本年11月頃にパブリックコメントの実施を予定しており、本計画は令和7年2月頃に策定したいと考えております。

なお、計画内容につきましては、担当係長の服部から説明させていただきます。

【事務局（服部係長）】

都市整備課交通政策課会長の服部と申します。

よろしくお願いいたします。着座にて失礼いたします。

私からは計画の内容についてご説明させていただきます。

資料の1ページの右側から2ページの左側にかけては、小牧市の地域特性と地域公共交通の現状についての記載をしております。

本計画を策定するに当たりましては、日常生活圏や地域公共交通の整備状況、地域公共交通の利用者数、市民アンケート調査結果、社会情勢など、本市の地域特性や地域公共交通の現状を把握しております。

2ページの右側でございますが、2ページの右側では小牧市における地域公共交通の課題整理を行っております。

1ページからの本市の現状を踏まえまして、小牧市における地域公共交通の課題を整理しております。

小牧市における地域公共交通の課題につきましては、(1)として、社会情勢から見る公共交通の課題、(2)として、小牧市地域公共交通網形成計画、こちらは現計画であります。現計画の評価からの課題、(3)として、市民利用者等のニーズ調査からの課題と大きく3点で整理をしております。

資料の3ページをご覧ください。

3ページ以降は、地域公共交通計画の根拠法令であります、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律において、計画に定めることとされている事項を記載しております。

まず、小牧市の地域公共交通が目指す姿、基本的な方針です。

小牧市の地域公共交通が目指す姿は、整理した地域公共交通の課題を踏まえまして、地域の活力と交流を育み、安心・便利な暮らしを支える持続可能な公共交通、と設定しております。

また、目指す姿を実現するために必要な地域公共交通ネットワークについて、各路線の役割を分類し、小牧市の地域公共交通ネットワークイメージ図と、市内公共交通機関の位置付けと役割などを整理しております。

目指す地域公共交通ネットワークイメージは小牧市地域公共交通網形成計画を踏襲するとともに、小牧市都市計画マスタープランで示されました将来都市構造図や、小牧市立地適正化計画で示されている公共交通軸、公共交通ネットワークの方針と整合したものとしております。

具体的には、広域幹線として、鉄道による南北公共交通軸の構成、同じく広域幹線とし

て、民間路線バスによる東西公共交通軸の構成、中心拠点、地域拠点へのアクセスを確保する各拠点を中心とした生活交通路線の構成を図示したものになります。

また、個別輸送であるタクシーを含め、市内公共交通期間の位置付けと対象路線、役割、サービス確保の考え方を表に整理しております。

続いて、計画の目標となります。

小牧市の地域公共交通が目指す姿の具体的な展開方向として、市内移動、広域的な移動、集約型市街地の形成支援、観光事業との連携、安定的・持続的な交通サービス、誰もが利用しやすい交通サービスの視点より、6つの目標を掲げております。

また、この目標設定におきましては、地域公共交通の課題との関係性も示しているところであります。

資料の4ページをご覧ください。

続いて、計画の目標を達成するために実施する事業となります。

本計画では6つの目標を掲げることとしておりますが、目標ごとに17の事業を位置づけることとしております。

これらの事業は、小牧市だけで実施するのではなく、民間交通事業者等による取り組みについても可能な限り記載することとし、交通事業者の皆様や各種団体と連携し、事業を実施していきたいと考えております。

続いて、数値目標と目標値です。

先に設定しました目標の進捗状況の評価するため、3つの評価指標と進捗状況の詳細を把握する上で参考となる指標といたしまして、4つの参考指標を設定するものとしております。

最後に、計画の達成状況の評価となります。

本計画では、目標の数値指標として定めた目標値と実績値を比較しまして、達成状況の評価を行うこととします。

評価時期は原則として毎年度、本計画に定められた事業の実施状況に関する調査等を行うこととし、各事業の実施状況などの評価から改善につなげることを意識した評価プロセスとして、PDCAサイクルを運用するものといたします。

また、評価の実施に当たりましては、策定の際に協議をさせていただいております小牧市地域公共交通会議を活用したいと考えております。中間年度及び最終年度におきましては、評価指標の達成状況や、実施した事業の効果から計画全体の評価検証を行い、必要に応じて中間見直しや、次期計画へ反映したいと考えております。

以上で報告事項4、小牧市地域公共交通策定についての説明とさせていただきますようしく願いいたします。

【大塚会長】

ありがとうございました。

この地域公共交通計画というのは、先ほどの立地適正化計画でいかに市街地をコンパクトに拠点をどう位置づけるか、そしてその拠点を公共交通でどう繋いでいくのかという、

そういう両輪として位置付けられるものですが、これまでの交通網形成計画より内容の濃いものとして、公共交通計画ということで改定、改定というか新しく名前を変えて策定されるというものであります。

ご質問ご意見ございましたらお願いいたします。

【安江委員】

4 ページをお願いします。

右側の数値指標と目標値というところに数値目標が3つありますが、地域公共交通への市民1人当たりの財政負担額で3,184円という数字が出ています。この算出根拠はどのようなになっているのかということをお尋ねします。

それともう一つは巡回バス「こまくる」の1人の利用に係る費用をお願いします。

【大塚会長】

今の2点について、算出根拠と「こまくる」の市民の負担というものについて、ご回答いただけますでしょうか。

【事務局（川島課長）】

2点ご質問いただきました。

まず1点目が、数値指標3の地域公共交通への市民1人当たりの財政負担額3,184円の算出根拠であります。これにつきましては基準値を令和5年度としておりますので、令和5年度の市の歳出予算であります交通政策費の決算額を令和5年4月1日現在の小牧市の人口で割った数字ということになります。

またもう1点質問いただきました「こまくる」の1人当たりの負担額ですが、令和5年度の「こまくる」の運行負担金が約3億4,000万円となっております。

利用者数につきましては、令和5年度で約82万人ということになっておりますので、3億4,000万円を82万人で割った数字ということになります。
以上であります。

【安江委員】

ありがとうございます。

「こまくる」については、利用者が非常に増えてきているということで、1人にかかる経費が少し減ったかなというふうに思っています。

引き続き3ページなんですけれども、「こまくる」に関してもそうなのですが、「こまくる」は本当に住民にとってなくてはならない公共交通機関になっていると思います。

ですが実態は、運転手不足が近年非常に言われていて、次期の再編計画の中でも運転手さんが10名ぐらい減ると。その影響で便数が減るコースも出てくるということを聞いています。

すべてを「こまくる」では無理だと思いますので、ここにあります個別輸送としてのタ

クシー、この位置付けを「こまくる」やその他の公共交通で賄えない部分をこのタクシーを利用するというふうに役割も書いてあるんですけども、利用しようと思うと非常に高額だということもあり、タクシー券を出すことの検討もしていただきたいなと思っています。

現在は福祉の観点から、要介護1以上の方にこのタクシー券っていうのを発行されていると思いますが、福祉の観点もそうですし、公共交通の観点でも、やはり公共交通に賄えない部分としてタクシー券を出すことの検討をしてもらいたいなと思いますが、どのようなお考えですか。

【事務局（川島課長）】

まずご意見をいただきました運転手不足につきましては、資料にも記載しておりますが、大きな課題であると認識しております。

本市の公共交通につきましては、資料3ページの左上に目指す姿、基本的な方針ということで記載をさせていただいておりますが、地域の活力と交流を育み、安心・便利な暮らしを支える持続可能な公共交通、こういったものを目指していきたいと考えております。

右側には各公共交通機関の役割を記載させていただいておりますが、「こまくる」のみならず市内には、鉄道、民間路線バス、タクシーが運行しているところであります。

今後も引き続き、この役割を認識しながら、民間交通機関とも連携協議をしながら、持続可能な公共交通体系を維持していきたいと考えております。

【安江委員】

タクシー券の検討は答えなかったのですが、ぜひ考えていただきたいなと思います。そして先ほどから言われています運転手不足で運転手確保に向けた取り組みということで、運転手の不足を解消するために、運転手確保に向けて取り組みますと目標5で書いてありますが、何か考えがあるのかお尋ねします。

いつだったかの話で、運転手を確保するために何らか市の方で補助を出していただけたらというご意見も聞いたことがあるんですけども。そのことも含めて、お尋ねします。

【事務局（鵜飼部長）】

私からお答えさせていただきたいと思います。

タクシー券に関しましては、施策的には福祉的な施策の部分でございますので、交通政策を所管する我々の方からそれに対するお答えは差し控えさせていただきますので、そのあたりご理解をいただきたいと考えております。

続きまして、今お尋ねのことについて、担当の課長からお答え申し上げますのでよろしくをお願いします。

【事務局（川島課長）】

運転手不足の確保に向けた取り組みということで、資料としましては4ページ左側、目標5、事業としましては、事業5—③ということで記載をさせていただいております。

「運転手不足を解消するため、運転手確保に向けて取り組みます。」ということで、現在、交通事業者におきまして、運転手募集の様々な取り組みを積極的に行っているところでもあります。また、交通事業者において、免許の取得の負担など、各事業者で行っているところでもあります。

市の取り組みとしましては、現在、国や県で取り組みを検討されているところでもありますので、その検討状況を考慮しながら市の取り組みについて今後検討していきたいと考えております。以上です。

【大塚会長】

よろしいでしょうか。

他にいかがでしょうか。

【大滝委員】

今日初めて参加します大滝です。

長い話になるかもしれませんが、昭和41年4月から小牧住んでおります。

今観光、観光と言われて最近驚いているんですが、小牧山が観光施設としてすごい素晴らしいとかいろいろありますが、今現在小牧山は頭しか見えません、ほとんど。

防災の観点からも、それから景観的観点からも、山を四つ割か八つ割ぐらいして、1年ずつ、対角線より交互に樹木の上を切るか、入れ替えて植替ですとか。そのようなことをすれば後ろの方も見えますし、また木も50年60年立って枯れて朽ちるよりは、時々入れ替えていった方がいいんじゃないかなというふうなことを思っています。

41年から来て、57年60年ぐらい経ったら当然山の上の後ろはほとんど見えない状況に近いので、一部分から、この辺からは見えますけれど、このような案を今日は出してみたいなと思います。まずそれをお願いします。

【大塚会長】

景観計画に関してというご意見ですね。お願いします。

【事務局（丹羽課長）】

小牧山に関しましては小牧山課が所管し管理しておりますが、史跡であるということや、小牧山の整備計画等もございますので、そちらとも調整しながら景観計画でもとらえていきたいと思っております。

【大塚会長】

詳しいことわかりませんが、文化財などの指定の関係で樹木の伐採にも規制もあるので

はないかと思います。

今景観のご質問も出ましたけども、全体を通してご質問ご意見ありましたらお受けします。どうぞ。

【大滝委員】

改めまして、自分もいろいろなところに行って発言をしたつもりですが、今のリサイクルの方法の一つとして、光と水と風、これを融合させて、光貯蓄できるようになってきたような気がします。

風は貯蓄できるかどうかわかりませんが、水は、循環させれば消費はしないと思うので、太陽光発電と風力発電と水車、これをやってトンネルとか、あとはパークアリーナとか、この辺に何か合同でやれば発電ができるのではないかなと思って提案していますのでよろしくお願いします。

【大塚会長】

今のご意見はおそらくこの計画の中の範疇には該当しないかなと思いますが、そういうご意見があるということをお受けいただければと思いますが、何か回答いただくことはございますか。

【事務局（丹羽課長）】

SDGs 関連といたしますか、エネルギーだとかそういった部分の所管の部署に今のご意見の方は伝えさせていただきたいと思います。

【大塚会長】

ありがとうございます。よろしくお願いいたします。他にいかがでしょうか。どうぞ。

【萩原委員】

資料4、小牧市地域公共交通計画4ページのところです。

先ほどご意見がありました、この基準値とか目標値のことにについて、意見を述べさせてもらいたいと思います。

この数値指標とか目標値は、確かに客観的、定量的に示すということでPDCAサイクルに乗せるためには有用だと思います。しかし、この公共交通機関はやはりすごく重要で、市民の生活にも今後も必要不可欠なものだと思っています。

そこで、例えば3ページ目を見ると、表の下のところ「対象路線のうち名鉄バス間内・岩倉線は、こういう事情によって運行を確保・維持する」という形で示されていて、こうした内容ってすごく大事だと思っていまして、何を言いたいのかといいますと、基準値・目標値にとらわれて欲しくないということです。

例えば基準値が1日の平均利用者100名だとして、目標値が例えば100名を超える、し

かし実際に蓋を開けてみたら令和6年度は50人しかいない。だったらその路線を廃止、或いは縮小するとか、そういうふうにして欲しくないというのが私の意見です。

つまり今後も安定的、継続的な維持というところで、持続可能というどうしても財政の歳入歳出という面は避けられないと思うのですが、必要不可欠なものとしてあまり基準値・目標値にとらわれず、今後も継続的な公共路線の維持をしていって欲しいというふうに思っている次第です。

このPDCAサイクルに載せたときの基準値の取り扱いです。その点だけ、一つ意見として述べさせてもらいます。

【大塚会長】

ありがとうございます。

大変重要なご指摘かと思います。その辺りお願いするだけでも、よろしいですか。

【事務局（川島課長）】

ご意見いただきました通り公共交通につきましては、高齢化が進行している中で重要性はますます高まるものと考えております。

この数値だけにとらわれることなく、安心便利な暮らしを支える持続可能な公共交通ということで取り組んでいきたいと考えております。

【大塚会長】

ありがとうございます。他にいかがでしょうか。

よろしいですか。では特に他にないようでしたら第2の報告事項は以上で終了させていただきます。

続いて日程第3その他でございますが、事務局から何かございますか。

【事務局（丹羽課長）】

その他といたしまして4点連絡をさせていただきます。

1点目といたしまして、本審議会の会議録でございますが、会議終了後、事務局で作成し、委員の皆様にご確認をお願いさせていただきます。その後市のホームページにて公開をさせていただきます。

2点目といたしまして今後のスケジュールについて、でございます。第2回目の会議を10月ごろに開催をしたいと思っております。その後、先ほども申し上げましたが11月頃にパブリックコメントを実施し、本年度末に計画の公表を予定しております。会議の日程が決まり次第開催通知をメールにてご連絡させていただきますのでよろしくお願いいたします。

3点目といたしまして熱中症予防に関するお願いでございます。まだまだ暑さが厳しい状況でありますので、こまめな水分補給や休息をとるなどして熱中症対策を心がけていた

できますよう、よろしくお願いいたします。

最後に交通安全についてのお願いであります。交通安全には十分気をつけていただいているとは思いますが、横断歩道は歩行者優先であり、車を運転される際には、横断歩道の手前では減速し、歩行者等の早期発見に努めていただきますよう、よろしくお願いいたします。

事務局からは以上となります。

【大塚会長】

委員の皆さんから全体を通して何かご発言はございますでしょうか。

なければ以上をもちまして本日の日程はすべて終了とさせていただきます。

これをもちまして令和6年度第2回小牧市都市計画審議会を閉会いたします。

どうもありがとうございました。